

CAN DO

“可能性への挑戦”

第54号

金田会計事務所通信

【年頭に考えたこと】

今年、平成から新しい年号へと変わる節目の時を迎えます。私も特別な想いをもって仕事に取り組もうと決意しています。

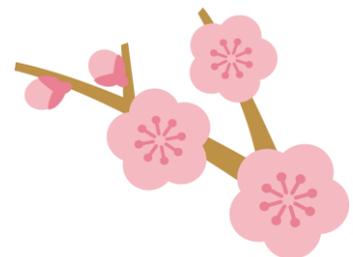
誤解を恐れずに言うと、私は仕事が楽しいと感じたことは一度もありません。経営者の中には仕事が楽しくて仕方がないとおっしゃる方もおられますが、私にはうらやましい限りです。お客様の成功と発展のお手伝いをするという重要な仕事に常に責任感と緊張感を持っています。世の中はますます不透明で、複雑になり、変化が激しくなって、今までの通り一遍の手段方法では通じなくなっています。過去の経験のみではとても乗り切れない難しい時代です。

野球やサッカーのみならずあらゆるスポーツ競技の世界でも「試合を楽しみたい」という言葉をよく聞くようになりました。実際は真剣勝負の試合中に楽しむことは不可能でしょうが、「リラックスして戦いたい」ということを言いたいのであろうと思います。戦場で戦う真っ最中に楽しめる人は数少ないと思いますが、緊張したままでは力の半分も出せないでしょうからリラックスすることはとても大事なことだと思います。それは仕事でも良い成果を出そうとすれば環境を整え、精神を安定させることは必須の条件になります。追い込まれるよりも余裕を持って取り組めるよう整理することが大事になります。

仕事が楽しいと思ったことは一度もありませんが、その瞬間場面結果においては大きな喜び、連帯感や感謝の気持ちなどを味わうことがあります。

我が事務所のミッションは

1. 専門的な知識と情熱でお客様の事業をサポート
2. スタッフとその家族の幸福追求
3. 社会に役立つ良い仕事、良い環境、良いつながりを創造



やれやれ、これからも仕事を楽しむことはできないようですね。

金田 康良

2019年 2月

平成31年度税制改正大綱の解説

平成31年度税制改正大綱が昨年末に発表されました。大きな改正が少なく特に消費税の増税に対処した内容が中心となりますが、ぜひ確認しておきたい点についてお伝えします。

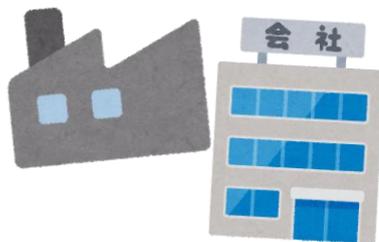


【個人事業者の事業資産に係る相続税・贈与税の納税猶予】(減税?)

認定相続人(贈与の場合は認定受贈者)が青色申告の承認を受けている個人事業者から相続又は贈与によりその個人事業者の事業の用に供されていた『特定事業用資産』を取得し、事業を継続していく場合にはその取得した特定事業用資産に係る相続税又は贈与税の全額について納税を猶予する。

☆適用ポイント

- ①2019年4月1日から2024年3月31日までに『特例承継計画』を都道府県に提出し、経営承継円滑化法の認定を受けた認定相続人(認定受贈者は年齢20歳以上、2022年4月以降は18歳以上の者)であること
- ②特定事業用資産とは被相続人(贈与者)の事業の用に供していた資産で貸借対照表に計上されているものが対象(すべての資産を取得することが必要)
 - ・土地(面積400㎡までの部分)
 - ・建物(床面積800㎡までの部分)
 - ・建物以外の減価償却資産(注)不動産貸付業等を除く
- ③納税猶予額に相当する担保を提供すること
- ④承継期間中は毎年、年次報告書と継続届出書をそれぞれ都道府県と税務署に提出し、承継期間経過後は3年ごとに継続届出書を税務署に提出すること



☆注意点

- ・相続税の特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の軽減との選択適用であること
- ・法人成りをした場合は新設した会社の全株式を保有し続けること
- ・認定相続人が死亡の時まで特定事業用資産を保有した場合等には猶予税額の全額を免除する
- ・2019年1月1日から2028年12月31日までの間の相続又は贈与が対象

【住宅ローン控除の拡大】(減税)

個人が住宅取得等(消費税率が10%である場合の取得に限る)をして 2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住の用に供した場合、住宅ローン控除の適用期間を3年延長する。延長期間の3年間については以下のいずれか少ない金額を控除額とする。

①住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1%

②(住宅取得金額－その住宅取得金額に含まれる消費税額)(注)
×2%÷3 (⇒8%から10%に増えた消費税分を3年で控除するイメージ)
(注)4,000万円を限度。



【相続税の特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の軽減の見直し】(増税)

被相続人の事業の用に供されていた宅地等について特定事業用宅地等に該当した場合に最大400㎡部分について課税価格が80%減額されていた特例について相続開始前3年以内に事業の用に供した宅地等が以下の場合を除きその対象から外れます。

①平成31年3月1日以前に事業の用に供されていた宅地等

②事業の用に供されていた減価償却資産(建物等)の価額がその宅地等の相続税の課税価額の15%以上である場合
(平成31年4月1日分以後の相続税から適用)

【民法改正に伴う税制措置】(減税?・増税?)

①相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢
20歳 ⇒ 18歳

②次の贈与による受贈者の年齢:20歳 ⇒ 18歳
・相続時精算課税制度
・直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例
・非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例 等
上記①、②は2020年4月1日以降について適用する

③配偶者居住権
建物の時価から建物の耐用年数・存続年数など考慮して評価する

④特別寄与料
特別寄与料に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとする



【中堅・中小企業による設備投資等の支援制度の延長】(減税)

- ①中小企業者の法人税の軽減税率の特例(19%⇒15%)の適用期限の2年(2021年3月31日まで)延長
- ②中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス・農林水産業活性化税制の2年(2021年3月31日まで)延長
- ③防災対策設備投資に係る特別償却制度の創設



【その他の関連税制】

☆イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

☆教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の2年延長と見直し

☆空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の4年延長と見直し
等々



今回の改正案は抜本的な改正は少なく小粒のものが多のですが、適用を考える際にはしっかりとした検討が必要ですのでご関心がありましたらお気軽にご相談ください。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階
(ビル名がサンキュウビルディングからイワタニ第二ビルに名称変更いたしました。)

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : <http://kaikei.asia/>